

大分類	支援	中分類	ルール	小分類	共通規約	情報管理番号	E-3411-017
テーマタイトル						配付先管理番号	-
NTTコムウェア グリーン調達ガイドライン						文書記録管理区分	-
						機密性区分	-
						バージョン	1.5
所有者	技術企画部 調達室					発行年月日	2010年11月4日
連絡先	Tel: :03-6713-3972					更新年月日	2019年7月 1日
E-Mail	koubai-kikakusoukatu@srv.cc.nttcom.co.jp					保有期間	10年

NTTコムウェア グリーン調達ガイドライン

技術企画部
調達室

© NTTコムウェア株式会社 2010, 2019

制 改 訂 履 歴

制改訂年月日	版数	制 改 訂 理 由	審 査 者	承 認 者
2010年11月4日	1.0	初版制定	小野一雄 2010年11月4日	石川誠豪 2010年11月4日
2011年6月1日	1.1	NTT-Gガイドラインにおける含有禁止物質等の追加見直しに伴う改訂	小野一雄 2011年6月1日	石川誠豪 2011年6月1日
2013年12月12日	1.2	持株からの依頼に基づく記述内容の改訂等	真島裕之 2013年12月12日	石川誠豪 2013年12月12日
2014年7月24日	1.3	事務所移転に伴う電話番号、問合せ先等の変更	真島裕之 2014年7月24日	飯田好夫 2014年7月24日
2017年4月18日	1.4	有害物質リストの更新等	真島裕之 2017年4月18日	河合孝昌 2017年4月18日
2019年7月1日	1.5	組織再編に伴う組織名称の変更	牧内良彦 2019年6月25日	辛島正穂 2019年6月26日

変 更 履 歴 表

管理番号	版	変更理由	変更内容	変更箇所	変更区分	作成者・日付
1	1.0	初版制定	—	—	新規	小野 2010.11.4
2	1.1	含有禁止物質等の追加見直しに伴う改訂	含有禁止物質等の追加見直しに伴う改訂	一部	更新	小野 2011.6.1
3	1.2	持株からの依頼に基づく記述内容の改訂等	従来 of 追補版という形態を廃止及び有害物の含有濃度を追記	一部	更新	真島 2013.12.12
4	1.3	事務所移転のため	電話番号、問合せ先等の変更	一部	更新	真島 2014.7.24
5	1.4	有害物質リスト改訂のため	有害物質リストの更新等	一部	更新	真島 2017.4.18
6	1.5	組織再編に伴う組織名称の変更	組織名称の変更	一部	更新	牧内 2019.6.25

目 次

1. はじめに	4
2. 適用範囲	4
3. 定義	4
3.1 用語	4
4. ガイドライン	4
4.1 サプライヤとしての環境保全の取り組み	4
4.1.1 環境マネジメントシステムの構築	4
4.1.2 グリーン調達・購入の実施	4
4.1.3 環境情報の公開	4
4.1.4 事業所の環境負荷低減	4
4.2 製品に関する環境負荷低減	5
4.2.1 製品に含有する有害物質について	5
4.2.2 製品の環境負荷低減について	5
4.2.3 リサイクル・廃棄方法	7
5. グリーン調達の運用について	7
6. その他	7
表1 有害物質の指定と関連法規	8
表2 含有禁止物質	9
表3 含有抑制物質	10
表4 管理物質	11
様式例1 環境保全体制チェック表	13
様式例2 含有禁止物質非含有表明書	14

1. はじめに

本グリーン調達ガイドライン(以下、ガイドライン)は、NTTコムウェアが環境への影響を考慮した製品の調達を推進するため、弊社がサプライヤの皆様にご遵守していただきたい事項、配慮していただきたい事項について記述したものです。

弊社は、本ガイドラインに基づき評価を行い製品の調達を行いますので、趣旨をご理解の上、弊社の環境保全活動にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、NTTコムウェアが技術仕様等に基づき調達する製品(事務用品を除く)について適用します。

3. 定義

3.1 用語

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下の他、JIS Q14001/ISO14001によります。

製品アセスメント: 製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品・材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し、必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。

4. ガイドライン

サプライヤの皆様への要求事項をガイドラインとして以下に示します。

4.1 サプライヤとしての環境保全の取り組み [※販社の場合は、製造会社を対象とします]

<必須事項>

4.1.1 環境マネジメントシステムの構築

第三者認証を受けた環境管理システム(JIS Q 14001、ISO14001、EMAS、KES、エコアクション21、エコステージ等)の構築・運用、若しくは、自社構築の環境管理に取り組むこととします。

自社構築の場合は、次の5項目が含まれていることとします。

- ①環境保全に関する方針がある
- ②環境管理体制が整備されている
- ③環境法規法令、規制を管理する仕組みがある
- ④環境目的及び目標、管理計画等がある
- ⑤従業員に対する環境教育が行われている

<要望事項>

4.1.2 グリーン調達・購入の実施

グリーン調達及び、グリーン購入を行う仕組みを構築し、実施していることを要望します。

4. 1. 3 環境情報の公開

環境に関わる情報を公開できるような仕組みを構築し、実施していることを要望します。

4. 1. 4 事業所の環境負荷低減

CO2 削減及び、廃棄物削減・リサイクル・省エネルギー・省資源に取り組むことを要望します。

4. 2 製品に関する環境負荷低減

<必須事項>

4. 2. 1 製品に含有する有害物質について

NTTコムウェアは、有害物質を次のとおり分類し、有害物質の指定は最新の国内法令によるものとします。

有害物質の指定と関連法規は別表1、指定物質のリストは別表2. 3. 4に示します。また、リストから除外した物質であっても、明らかな有害性(吸引・経口慢性毒性、発癌性、生殖毒性など)のある物質を含有しないよう努めることとします。

- 含有禁止物質 : 製品への含有を禁止する物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制で製造禁止などが要求されている物質で、NTTコムウェアが指定する物質。
- 含有抑制物質 : 製品への含有を抑制すべき物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制などで規制対象となっている物質並びに社会情勢及び技術動向を勘案し、NTTコムウェアが指定する物質。
- 管理物質 : 自主的に管理すべき物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制で使用の状況の管理が要求されている物質で、NTTコムウェアが指定する物質。

サプライヤは、製品が含有する「含有禁止物質」、「含有抑制物質」及び、「管理物質」について、以下の情報を把握・管理し、NTTコムウェアの要請により管理情報を提示することとします。

- ・ 有害物質の含有の有無
- ・ 有害物の含有濃度
- ・ 製品又はユニット1台あたりに含有する有害物質の量
- ・ 有害物質の含有目的及び含有個所
- ・ 製品を使用中(運用中)及び廃棄時に有害物が環境に漏洩する可能性
- ・ 有害物の含有個所の分離方法
- ・ リサイクル及び廃棄方法
- ・ 有害物の含有抑制方法(代替物質の有無)

<要望事項>

4. 2. 2 製品の環境負荷低減について

納入する製品(梱包材を含む)に関して、製品アセスメントを実施してください。以下に製品アセスメントを実施する上で、考慮すべき主な項目を示します。また、本項目以外にも、環境に対する影響を低減する設計等を自主的に実施することを要望します。

① 材料

①-1 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一する。特にプラスチック材料の種類は可能な限り下記の4種類から選定してください。

ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエステル

①-2 材料の選定

製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料等を可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料を選定する。

①-3 有害物の使用抑制

原則、製品には、特定有害産業廃棄物に指定されている等、特別な廃棄処理が必要な物質や化合物を使用しない。これらを使用する場合、サプライヤは使用した有害物の名称、使用量を明確にするとともに、NTTコムウェアの要請により、使用中の漏洩防止、製品からの分離、輸送、リサイクル及び廃棄処理方法を説明する。

①-4 回避すべき加工法

製品に使用するプラスチック材料には、可能な限り下記の処理等を行わない。

- ・プラスチック表面の塗装及びメッキ
- ・ラベル等の添付、ただし、ラベルの材質がベースとなるプラスチック材料と同種類で、かつ接着剤を使用すること無しにラベルを接着する場合(溶融など)その限りではない。
- ・強化ガラスなどのフィラーの混入

② 省資源

②-1 再生材料の使用

製品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用する。

②-2 減量化

製品は、可能な限り減量化を図る。

②-3 長寿命化

製品及び交換部品の長寿命化を図る。

③ 分解の容易性

製品は可能な限り、再使用可能な部品、再生可能な材料毎に容易に分解可能な構造とする。

④ 表示

製品及び部品は、材料名を明記する等、リサイクル及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で可能な限り表示する。なお、製品及び部品に使用するプラスチック材料からなる成形品は、可能な限りJIS K 6899-1、JIS K 6899-2及びJIS K 6999に従った材料名の記号を表示し、原則ラベルによる表示は行わない。

⑤ 省エネルギー

製品のエネルギー(電力、化石燃料)消費は、可能な限り少なくする。なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に指定されている特定機器は当該法に準じた性能を有することとし、「国際エネルギースタープログラム」及び「NTTグループ省エネ性能ガイドライン」対象製品は、これに準じた性能を有することとする。また、抑制すべき性能は平均消費電力、発熱量、最大消費電力とする。

⑥ 梱包材

梱包材は、可能な限り次に示す項目に配慮する。また、梱包材による環境影響を低減するため、製品の構造(設計)にも配慮する。

⑥-1 構造

梱包材は、繰り返し再使用可能な構造とする。

⑥-2 材料

梱包材は、再生材料を使用するとともに、使用量を必要最少限にする。

⑥-3 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名を表示する。

⑦ 廃棄処理の容易性

製品(梱包材料含む)が中間処理及び最終処分されるとき、処理施設及び施設の周辺環境等に可能な限り影響をあたえないように配慮して製品を設計する。

4. 2. 3 リサイクル・廃棄方法

サプライヤは、製品のリサイクル・廃棄方法について手順を作成し、NTTコムウェアの要請により、その手順を説明することを要望します。

5. グリーン調達の実行について

グリーン調達の基準に基づき、コムウェアより下記項目の情報提供又は、証明書等の提出を技術仕様等で要請した場合、サプライヤは提出をお願いします。

- ・サプライヤの環境保全に関する取組み状況
- ・含有禁止物質の含有の有無、或いは、非含有表明書
- ・含有抑制物質及び、管理物質に関する管理情報
- ・グリーン調達に関連し技術仕様等で要請した項目

6. その他

本ガイドラインは、社会状況の変化および新たな知見等により必要に応じて改訂します。

【本件問い合わせ先】

NTTコムウェア 技術企画部 調達室

TEL:03-6713-3972

E-mail: koubai-kikakusoukatu@srv.cc.nttcom.co.jp

表1 有害物質の指定と関連法規

含有禁止物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定される第1種特定化学物質。	化審法
	労働安全衛生法第55条に規定される製造禁止物質。	安衛法
	水質汚濁防止法第14条の3に規定される有害物質で、同施行規則別表において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定される特定物質で、同施行令別表において規定されている物質。ただし、議定書附属書CのグループIを除く。	オゾン保護法
	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定される物質。	ダイオキシン法
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第1条に規定される物質。	PCB特措法
含有抑制物質 (含有禁止物質と重複する場合はその指定による。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項において規定される特定有害産業廃棄物の要件となる金属、化学物質等で、同施行規則別表第一に規定される物質。	廃掃法
	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項、並びに同施行令第1条及び第2条に規定される物質であって、同法第2条第5項に該当する物質。	温暖化法
	水質汚濁防止法第14条の3に規定される有害物質で、同施行規則別表において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質を除く物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定される特定物質で、同施行令別表において議定書附属書CのグループIとして規定されている物質。	オゾン保護法
	土壌汚染対策法第2条に規定された特定有害物質であって、同施行令第1条に規定されている物質。	土汚法
	社会情勢及び技術動向を勘案し、NTTグループが指定する物質として「ハロゲン化物を含有するプラスチック材料」を指定する。	
管理物質 (含有禁止物質及び含有抑制物質と重複する場合はその指定による。)	労働安全衛生法施行令 別表3 第1類物質及び第2類物質。	安衛法
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項で規定される物質であって同施行令第5条(第3号及び4号を除く)に該当する物質、及び、同法第2条第3項で規定される物質であって同施行令第6条(第3号及び4号を除く)に該当する物質。	PRTR法

表2 含有禁止物質

(2013年12月現在)

	物質名	法律名
A-1	ポリ塩化ビフェニルまたはPCB	化審法、水濁法、PCB特措法
A-2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数3個以上）	化審法
A-3	ヘキサクロロベンゼン	化審法
A-4	アルドリン	化審法
A-5	ディルドリン	化審法
A-6	エンドリン	化審法
A-7	DDT	化審法
A-8	クロルデン類	化審法
A-9	ビス（トリブチルスズ）=オキシド	化審法
A-10	N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又 はN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	化審法
A-11	2, 4, 6-トリ-ターシャリープチルフェノール	化審法
A-12	トキサフェン	化審法
A-13	マイレックス	化審法
A-14	黄りんマッチ	安衛法
A-15	ベンジジンおよびその塩	安衛法
A-16	4-アミノジフェニル及びその塩	安衛法
A-17	4-ニトロジフェニル及びその塩	安衛法
A-18	ビス（クロロメチル）エーテル	安衛法
A-19	β -ナフチルアミン及びその塩	安衛法
A-20	ベンゼン含有ゴムのり（ベンゼン含有率が5%を超えるもの）	安衛法
A-21	石綿またはアスベスト	安衛法
A-22	シアン化合物	水濁法
A-23	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る。）	水濁法
A-24	アルキル水銀化合物	水濁法
A-25	CFC	オゾン保護法
A-26	ハロン	オゾン保護法
A-27	四塩化炭素	オゾン保護法
A-28	トリクロロエタン	オゾン保護法
A-29	HBFC	オゾン保護法
A-30	プロモクロロメタン	オゾン保護法
A-31	臭化メチル	オゾン保護法
A-32	ポリ塩化ジベンゾフラン	ダイオキシン法
A-33	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	ダイオキシン法
A-34	コプラナーポリ塩化ビフェニル	ダイオキシン法
A-35	ケルセンまたはジコホル	化審法
A-36	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン	化審法
A-37	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブ チルフェノール	化審法
A-38	PFOSまたはその塩	化審法

A-39	PFOSF	化審法
A-40	ペンタクロロベンゼン	化審法
A-41	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
A-42	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
A-43	γ -ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン	化審法
A-44	クロルデコン	化審法
A-45	ヘキサブロモビフェニル	化審法
A-46	テトラブロモジフェニルエーテル	化審法
A-47	ペンタブロモジフェニルエーテル	化審法
A-48	ヘキサブロモビフェニルエーテル	化審法
A-49	ヘプタブロモジフェニルエーテル	化審法

表3 含有抑制物質

(2013年12月現在)

	物質名	法律名
B-1	水銀またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-2	カドミウムまたはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-3	鉛またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-4	有機りん化合物（禁止物物質を除く）	廃掃法、土汚法
B-5	六価クロム化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-6	砒素またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-7	トリクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-8	テトラクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-9	ジクロロメタン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-10	ジクロロエタン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-11	ジクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-12	ジクロロプロペン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-13	チラウム	廃掃法、水濁法、土汚法
B-14	シマジン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-15	チオベンカルブ	廃掃法、水濁法、土汚法
B-16	ベンゼン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-17	セレンまたはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-18	二酸化炭素（総排出量算定に関するものに限る）	温暖化法
B-19	メタン	温暖化法
B-20	一酸化二窒素	温暖化法
B-21	温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン	温暖化法
B-22	温室効果ガスたるパーフルオロカーボン	温暖化法
B-23	六フッ化硫黄	温暖化法
B-24	ホウ素及びその化合物	水濁法、土汚法
B-25	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	水濁法
B-26	H C F C	オゾン保護法
B-27	ハロゲン化物を含有するプラスチック材料	NTTグループが指定する物質
B-28	フッ素及びその化合物	水濁法
B-29	塩化ビニルモノマー	水濁法
B-30	1,4ジオキサン	水濁法

表4 管理物質

(2013年12月現在)

	物質名	法律名
C-1	ジクロロベンジジン及びその塩	安衛法
C-2	アルファーナフチルアミン及びその塩	安衛法
C-3	オルトトリジン及びその塩	安衛法
C-4	ジアニシジン及びその塩	安衛法
C-5	ベリリウム及びその化合物	安衛法
C-6	ベンゾトリクロリド	安衛法
C-7	アクリルアミド	安衛法
C-8	アクリロニトリル	安衛法
C-9	(欠番)	
C-10	エチレンイミン	安衛法
C-11	(欠番)	
C-12	塩素	安衛法
C-13	オーラミン	安衛法
C-14	オルトフタロジニトリル	安衛法
C-15	クロロメチルメチルエーテル	安衛法
C-16	五酸化バナジウム	安衛法
C-17	コールタール	安衛法
C-18	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	安衛法
C-19	トリレンジイソシアネート	安衛法
C-20	ニッケルカルボニル	安衛法
C-21	ニトログリコール	安衛法
C-22	パラジメチルアミノアゾベンゼン	安衛法
C-23	パラニトロクロロベンゼン	安衛法
C-24	(欠番)	
C-25	ベータプロピオラクトン	安衛法
C-26	ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	安衛法
C-27	マゼンタ	安衛法
C-28	マンガン及びその化合物(塩基性マンガンを除く)	安衛法
C-29	沃化メチル	安衛法
C-30	硫化水素	安衛法
C-31	硫酸ジメチル	安衛法
C-32	亜鉛の水溶性化合物等462物質	PRTR法(第一種指定化学物質)
C-33	アセトアミド等100物質	PRTR法(第二種指定化学物質)
C-34	エチレンオキシド	安衛法
C-35	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	安衛法
C-36	ホルムアルデヒド	安衛法
C-37	インジウム化合物	安衛法
C-38	エチルベンゼン	安衛法
C-39	コバルト及びその無機化合物	安衛法

様式例 1

環 境 保 全 体 制 チ ェ ッ ク 表

会社名 _____ :
 事業所名 _____ :
 記入者氏名 _____ :
 TEL _____ :
 記入日 _____ : 年 月 日

◇環境保全体制項目

- (1) 環境マネジメントシステムの認証取得
- (2) 自社環境マネジメントシステム構築
- (3) 環境配慮製品開発
- (4) 環境影響物質管理
- (5) 環境活動に関わる情報公開

環境保全体制項目	該当	チェック項目	チェック結果		特記事項
			YES	NO	
(1) 環境マネジメントシステムの認証取得 (ISO14001, EMAS, KES, エアアクション 21, エコデザイン等)	製造会社	ア. 納入製品製造サイトで認証取得している	YES	NO	
		イ. 他のサイトが認証取得、又は取得予定である	YES	NO	
		ウ. 認証取得に関する全社方針がある	YES	NO	
	販売会社	エ. 販売会社サイトで認証取得している	YES	NO	
		オ. 納入製品製造会社が認証取得している	YES	NO	
		カ. 認証取得に関する全社方針がある	YES	NO	
(2) 自社環境マネジメントシステム構築 ※上記(1)ア、エ項がNOの場合のみ回答	共通	ア. 環境保全に関する企業理念、方針がある	YES	NO	
		イ. 環境管理体制が整備されている	YES	NO	
		ウ. 環境法規法令、規則を管理する仕組みがある	YES	NO	
		エ. 環境目的及び目標、管理計画等がある	YES	NO	
		オ. 従業員に対する環境教育が行われている	YES	NO	
(3) 環境配慮製品開発	製造会社	ア. 環境配慮製品の開発に関わる目標、体制、製品アセスメント規程等がある	YES	NO	
	販売会社	イ. 環境配慮製品を納入、選定する体制がある	YES	NO	
(4) 環境影響物質管理	製造会社	ア. 製造サイトにおける環境影響物質の適正管理に関わる体制及び取組みがある	YES	NO	
(5) 環境活動に関わる情報公開	共通	ア. 環境報告書の発行をしている	YES	NO	
		イ. ホームページ等による環境保全活動、環境配慮製品等についての環境情報を公開している	YES	NO	

◇記入要領

- ①環境保全体制項目毎の各チェック項目に基づき自己チェックを行い、チェック項目内容を満たす場合は「YES」に○印を、満たさない場合は「NO」に○印を、非該当の場合は無印で記入して下さい。
- ②特記事項欄は、各チェック項目の回答（「YES」に○印の場合）を裏付けする関連提出資料、証明資料の名称等を記入して下さい。

※ 提出いただいたチェック結果は弊社内で使用し、外部に公表することはありません。

様式例 2

含有禁止物質非含有表明書

会社名 : _____
 事業所名 : _____
 記入者氏名 : _____
 役職 : _____
 TEL : _____
 記入日 : _____年 _____月 _____日

整理番号 :

提案募集の名称 :

製品名 : _____

貴社納入製品（構成品全てを含む）について以下の内容を表明します。

<含有禁止物質の非含有>

NTTコムウェアグリーン調達ガイドライン4. 2. 1（製品に含有する有害物質）に規定される含有禁止物質49種類を含有していないこと。

<非含有表明物質一覧1 / 2>

No.	物質名	No.	物質名
A-1	ポリ塩化ビフィニルまたはPCB	A-20	ベンゼン含有ゴムのり（ベンゼン含有率が5%を超えるもの）
A-2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数3個以上）		
A-3	ヘキサクロロベンゼン	A-21	石綿またはアスベスト
A-4	アルドリン	A-22	シアン化合物
A-5	ディルドリン	A-23	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNに限る。）
A-6	エンドリン	A-24	アルキル水銀化合物
A-7	DDT	A-25	CFC
A-8	クロルデン類	A-26	ハロン
A-9	ビス（トリブチルスズ）=オキシド	A-27	四塩化炭素
A-10	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は、N, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	A-28	トリクロロエタン
		A-29	HBFC
		A-30	ブromoklorometan
		A-31	臭化メチル
A-11	2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール	A-32	ポリ塩化ジベンゾフラン
A-12	トキサフェン	A-33	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
A-13	マイレックス	A-34	コプラナーポリ塩化ビフィニル
A-14	黄りんマッチ	A-35	ケルセンまたはジコホル
A-15	ベンジジンおよびその塩	A-36	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン
A-16	4-アミノジフェニル及びその塩	A-37	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
A-17	4-ニトロジフェニル及びその塩	A-38	PFOSまたはその塩
A-18	ビス（クロロメチル）エーテル	A-39	PFOSF
A-19	β-ナフチルアミン及びその塩	A-40	ペンタクロロベンゼン

<非含有表明物質一覧 2 / 2>

No.	物質名	No.	物質名
A-41	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	A-46	テトラブロモジフェニルエーテル
A-42	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	A-47	ペンタブロモジフェニルエーテル
A-43	γ -ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン	A-48	ヘキサブロモビフェニルエーテル
A-44	クロルデコン	A-49	ヘプタブロモジフェニルエーテル
A-45	ヘキサブロモビフェニル		